**付属　東海地震編**

東海地震が発生するおそれのある場合において、「大阪市地域防災計画 付属（東海地震編）」の定めるところにより、財政部が所管業務を円滑に実施するために必要な事項を次のとおり定める。

なお、本編は東海地震の発震前または警戒解除宣言前の対応措置を定めるものであり、発災後は大阪市災害対策本部財政部 災害応急対策実施要領に基づき災害応急対策を実施するものとする。

１　事前の対策

　　　防災訓練等実施時に消火設備等の点検、適切な箇所への配置、避難経路の確保や落下物対策を行う。

２　「東海地震注意情報」の発表時の対応

　　　危機管理室より「東海地震注意情報」、「大阪市災害対策警戒本部の設置」及び「職員の参集（おおむね４号動員）」について伝達された際に、財政部職員に災害動員の発令及び東海地震注意情報の発表に伴う警戒の周知を行い、警戒体制を整える。

　　　各班における具体的な対応は別表のとおりとする。

３　「警戒宣言」時の応急対策

　　　内閣総理大臣より東海地震に関する「警戒宣言」が発せられ、危機管理室より「東海地震予知情報」、「大阪市災害対策本部の設置」及び「職員の参集※」について伝達された際に、職員への動員の発令及び警戒宣言及び東海地震予知情報の発表に伴う対策の周知を行い、体制を整える。

各班においては、分担事務を円滑に実施するために必要な準備をしておくこと。

特に、災害船の借り入れ並びに配船に関する事務については、漁協との連携が必要となることから、発災後、円滑に対応できるように準備しておくこと。

また、市民利用施設においては、窓口に来られた方々を含めた施設の利用者、来場者等に対し、警戒宣言が発せられたことを的確、簡潔に伝えること。

　　　なお、応急対策に従事する職員以外の職員は、勤務時間中（勤務時間内）は通常業務を行うこととする。

　　　各班における具体的な対策は別表のとおりとする。

　　※職員の参集（何号動員か）については、国（官邸、気象庁）からの情報をもとに、市災害対策本部（危機管理室）において判断し、各部及び各区災害対策本部へ伝達されます。

４　その他

発災後の数日間は帰宅できないことが想定されるため、職員は活動しやすい服装で参集し、できれば軍手、タオル、着替え、携帯ラジオ、懐中電灯、水、食糧等を携行できるよう準備しておくこと。